

○会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年四月一日

会計検査院長 田中 弥生

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第二項中「第三十四条」を「第三十三条の二」に改める。

第八十一条第一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>（合計残高試算表の添付書類）</p> <p>第七十七条 合計残高試算表には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 前項の書類のほか、<u>国立大学法人法第三十三条の二</u>に規定する長期借入金又は債券の償還計画を立て、文部科学大臣の認可を受けたときは、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表に、これを添付しなければならない。償還計画に変更があったときは、変更後の償還計画をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（合計残高試算表の添付書類）</p> <p>第七十七条 （同左）</p> <p>一～三 （同左）</p> <p>2 前項の書類のほか、国立大学法人法<u>第三十四条</u>に規定する長期借入金又は債券の償還計画を立て、文部科学大臣の認可を受けたときは、毎事業年度の最初の月の合計残高試算表に、これを添付しなければならない。償還計画に変更があったときは、変更後の償還計画をその月の合計残高試算表に添付しなければならない。</p> <p>3 （同左）</p>
<p>（財務諸表及びその添付書類）</p> <p>第八十一条 国立大学法人法<u>第三十五条の二</u>において読み替えて準用する通則法（以下「準用通則法」という。）第三十八条第一項に規定する財務諸表を作成し、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（財務諸表及びその添付書類）</p> <p>第八十一条 国立大学法人法<u>第三十五条</u>において読み替えて準用する通則法（以下「準用通則法」という。）第三十八条第一項に規定する財務諸表を作成し、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、これを会計検査院に提出しなければならない。</p> <p>2 （同左）</p>